

(第72号議案)

中野区保育所における保育等に関する条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第3項に規定する費用の徴収、中野区保育所条例(昭和36年中野区条例第3号)第1条に規定する中野区保育所(以下「中野区保育所」という。)において実施する保育時間の延長に伴う費用の徴収及び保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項に規定する保育所における保育を行うこと及び法第56条第3項に規定する費用の徴収、中野区保育所条例(昭和36年中野区条例第3号)第1条に規定する中野区保育所(以下「中野区保育所」という。)において実施する保育時間の延長に伴う費用の徴収並びに保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(保育所における保育を行う基準)</u></p> <p>第2条 <u>保育所における保育は、児童の保護者で中野区に居住するもののいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p>(2) <u>昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p>(3) <u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>(4) <u>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

別表第1～別表第3 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。